

行政手続法に係る申請に対する処分（審査基準）及び不利益処分（処分基準）一覧

（私学・大学支援課学校事務関係）

法令等名	法令等番号	根拠条項 （〇条〇項）	許認可等の種類	ページ 番 号
学校教育法	昭22-026	04-1	学校の設置等、設置者の変更の認可	1～4
		130-1	専修学校の設置等の認可	5
		133-1	専修学校の閉鎖命令	16
		134-2	各種学校の設置等の認可	6
		136-2	無認可教育施設への教育停止命令	17
		13	私立学校の閉鎖命令	18
私立学校 振興助成法	昭50-061	12-2	学校法人の収容定員超過是正命令	24
		14-3	監査報告書の添付に係る許可	15
		16	準学校法人の収容定員超過の是正命令	25
私立学校法	昭24-270	30-1	学校法人の寄附行為の認可	7～8
		45	学校法人の寄附行為変更認可	9～10
		50-2	学校法人の解散の認可又は認定	11
		52-2	学校法人の合併の認可	12
		61	学校法人の収益事業の停止命令	19
		62	学校法人の解散命令	20
		64-1	私立各種学校の閉鎖命令	21
		64-5	準学校法人の寄附行為の認可	13
		〃	準学校法人の寄附行為の変更認可	13
		〃	準学校法人の解散の認定及び合併の認可	13
		〃	準学校法人の収益事業の停止命令	22
		〃	準学校法人の解散命令	23
		64-6	学校法人及び準学校法人の組織変更認可	14

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 4
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第4条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校の設置 (高等学校の課程及び学科の設置を含む。)、収容定員に係る学則の変更及び設置者の変更の認可		
審査基準 (策定しない場合は、その理由)			
<p>I. 私立高等学校関係</p> <p>私立高等学校並びに私立高等学校の課程及び学科の設置、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更の認可については、高等学校設置基準 (平成16年文部科学省令第20号)、高知県私立学校法等施行細則 (昭和51年高知県規則第59号) その他関係法令に定めるもののほか、次の基準によって審査する。</p> <p>(全日制・定時制の課程を置く場合)</p> <p>1 名称</p> <p>(1) 高等学校に付する名称は、当該高等学校の目的に照らし、高等学校の名称としてふさわしいものであること。</p> <p>(2) 既設校の名称と紛らわしくないものであること。</p> <p>2 立地条件</p> <p>高等学校の位置は、教育上適切な環境にあり、高等学校として役割を十分果たすことができるものであること。</p> <p>3 開設の時期</p> <p>高等学校の開設は、原則として4月1日とする。</p> <p>4 学校の規模</p> <p>(1) 高等学校の学級数及び生徒の収容定員は、学校運営上適正な規模であり、かつ地域の実情等 (当該地域の人口、生徒数の状況等) を勘案して、確実な生徒数確保の見通しのもとに定めなければならない。</p> <p>(2) 学級編制については、同時に授業を受ける1学級の生徒数を、40人以下とすること。</p> <p>5 教職員組織</p> <p>(1) 当該高等学校を運営するための適切な教職員組織を有するものであること。</p> <p>(2) 教職員数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号) に準じて必要数を確保していること。</p> <p>6 資産等</p> <p>(1) 高等学校の設置に必要な資産は、基本財産及び運用財産に区分する。</p> <p>(2) 設置者は、基本財産として高等学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する自己資金 (寄附金) を所有しなければならない。</p> <p>(3) 上記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかの場合において、教育上支障がないと認められるときは、校地及び校舎を借用することができるものとする。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないが、所有者との間に書類による適正な賃借契約等が成立していること。</p> <p>① 長期 (20年以上) にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある場合</p> <p>② 長期 (20年以上) にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別の事情があり、かつ、高等学校が目指す教育内容を実現するために校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	2 / 4
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第4条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校の設置 (高等学校の課程及び学科の設置を含む。)、収容定員に係る学則の変更及び設置者の変更の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>(4) 基本財産の取得に要する自己資金 (寄附金を含む。(5)において同じ。)は、認可申請書の提出時までに収納されなければならない。</p> <p>(5) 設置者は、運用財産として開設初年度の経営に必要な経常経費の4分の1以上の額の自己資金を有しなければならない。ただし、経営内容上特に問題ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 設置者の負債は、その高等学校の基本財産取得のためのものであり、その償還計画が適正で、かつ、申請の期限の属する年度の前年度末の総資産 (学校法人会計基準 (昭和46年文部省令第18号) に定めるものをいい、設置しようとする高等学校のために取得する基本財産は含めない。)の3分の1の額の範囲内に限りこれを認めることができる。ただし、経営内容上特に問題がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 基本財産は、上記(6)の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付きのものであってはならない。</p> <p>7 施設及び設備</p> <p>(1) 校舎及び運動場の面積は、高等学校設置基準によるものとする。ただし、やむを得ないと認められる特別の事情があり、教育上支障がないものについては、この基準を下回るができること。</p> <p>(2) 校舎として使用する建物は、原則として学校教育以外の目的に使用する施設を含まないものとする。</p> <p>(3) 校地、運動場及び校舎は、原則として同一の敷地内又は隣接地にあること。</p> <p>(4) 施設及び設備については、学校間の共用は認めないこと。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、その一部について共用を認めることができること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 高等学校設置後の運営及び収支計画は適切でなければならない。</p> <p>(2) 設置者は、校地の開発につき当該市町村長等の同意を得ていなければならない。</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	3/4
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第4条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校の設置 (高等学校の課程及び学科の設置を含む。)、収容定員に係る学則の変更及び設置者の変更の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>(通信制の課程を置く場合)</p> <p>1 通信制の課程を置く場合の審査基準については、2に定めるものを除くほか、全日制・定時制の課程を置く場合の基準を準用する。この場合において、4中「同時に授業を受ける1学級の生徒数」とあるのは「同時に面接指導を受ける生徒数」と、7(1)中「高等学校設置基準」とあるのは「高等学校通信教育規程 (昭和37年文部省令第32号)」と、7(1)及び(3)中「運動場」とあるのは「運動場 (運動場を置く場合のみ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 教育施設</p> <p>(1) 通信教育の用に供する施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 実施校 (高等学校通信教育規程第3条に規定する実施校をいう。)</p> <p>② 通信教育連携協力施設 (高等学校通信教育規程第3条に規定する施設をいう。)</p> <p>(2) 通信教育を実施する区域が、高知県のほか、他の都道府県に及ぶ場合には、当該都道府県に上記(1)②に規定する施設を置くよう努めるものとする。</p> <p>II. 私立中学校関係</p> <p>私立中学校の設置、収容定員増に係る学則の変更及び設置者の変更の認可については、中学校設置基準 (平成14年文部科学省令第15号)、高知県私立学校法等施行細則その他関係法令に定めるもののほか、本審査基準I私立高等学校関係 (全日制・定時制の課程を置く場合) の基準 (7(1)を除く。)を準用する。</p> <p>この場合において、「高等学校」とあるのは「中学校」と、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号)」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和33年法律第116号)」と読み替えるものとする。</p> <p>III. 私立小学校関係</p> <p>私立小学校の設置、収容定員増に係る学則の変更及び設置者の変更の認可については、小学校設置基準 (平成14年文部科学省令第14号)、高知県私立学校法等施行細則その他関係法令に定めるもののほか、本審査基準I私立高等学校関係 (全日制・定時制の課程を置く場合) の基準 (7(1)を除く。)を準用する。</p> <p>この場合において、「高等学校」とあるのは「小学校」と、「生徒」とあるのは「児童」と、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号)」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和33年法律第116号)」と読み替えるものとする。</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	4 / 4
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第4条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校の設置 (高等学校の課程及び学科の設置を含む。)、収容定員に係る学則の変更及び設置者の変更の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>IV. 私立義務教育学校関係</p> <p>1 私立義務教育学校の設置、収容定員増に係る学則の変更及び設置者の変更の認可については、2に定めるものを除くほか、高知県私立学校法等施行細則その他関係法令に定めるもののほか、本審査基準I私立高等学校関係 (全日制・定時制の課程を置く場合) の基準 (7 (1) 及び(3) を除く。) を準用する。</p> <p>この場合において、「高等学校」とあるのは「義務教育学校」と、「生徒」とあるのは「児童生徒」と、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号)」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和33年法律第116号)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 施設及び整備</p> <p>(1) 校舎及び運動場の面積は、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、後期課程を中学校とそれぞれみなして計算した面積とし、前期課程については小学校設置基準、後期課程については中学校設置基準によるものとする。ただし、やむを得ないと認められる特別の事情があり、教育上支障がないものについては、この基準を下回ることができること。</p> <p>(2) 施設については、同一敷地に一体的に設置する場合 (施設一体型) だけでなく、隣接する敷地に分割して設置する場合 (施設隣接型) や隣接していない異なる敷地に分割して設置する場合 (施設分離型) も認められること。</p> <p>V. 私立特別支援学校関係</p> <p>私立特別支援学校及び私立特別支援学校の部の設置、収容定員増に係る学則の変更並びに設置者の変更の認可については、特別支援学校設置基準 (令和3年文部科学省令第45号)、高知県私立学校法等施行細則その他関係法令に定めるもののほか、本審査基準I私立高等学校関係 (全日制・定時制の課程を置く場合) の基準 (4 (2)、5 (2) 及び7 (1) を除く。) を準用する。</p> <p>この場合において、「高等学校」とあるのは「特別支援学校」と、「生徒」とあるのは「児童、生徒」と読み替えるものとする。</p> <p>VI. 審査の特例</p> <p>文部科学大臣又は他の都道府県知事が所轄する学校法人が行う高知県知事所轄の学校の設置 (学科の設置を含む。) の認可については、上記のほか、学校法人の寄附行為の変更認可に係る審査基準に準じ審査すること。</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第130条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	専修学校の設置(高等課程、専門課程及び一般課程の設置を含む。)、目的及び設置者の変更の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立専修学校の設置 (高等課程、専門課程及び一般課程の設置を含む。)、目的及び設置者の変更の認可については、専修学校設置基準 (昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。) その他関係法令に定めるもののほか、次の基準によって審査する。</p> <p>1 設置者 設置者は、学校法人又は準学校法人を原則とする。ただし、申請時において施設及び設備の整備に要する経費並びに学校の開設年度の経常経費に相当する資金 (借入金を除く。) を保有し、かつ、次年度以降の経常経費に借入金を充てるものでない者にあつては、この限りでないこと。</p> <p>2 名称 既設校の名称と紛らわしくないものであること。</p> <p>3 生徒定員 (1) 生徒定員は、地域の実情等を勘案して、学校運営上適切なものであること。 (2) 高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可に当たっては、原則として設置基準第2条第1項の目的に応じた分野ごとに、生徒の総定員が40名以上となるものに限ること。</p> <p>4 施設及び設備 (1) 施設及び設備は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部についてこの限りでないこと。 (2) 校舎として使用する建物は、原則として専修学校の教育以外の目的に使用する施設を含まないものとする。こと。 (3) 校地、運動場及び校舎は、原則として同一の敷地内又は隣接地にあること。 (4) 施設及び設備については、学校間の共用は認めないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、その一部について共用を認めることができること。</p> <p>5 附帯事業 附帯事業として専修学校以外の教育を行うときは、専修学校の教育に支障のないものであること。</p> <p>6 審査の特例 学校法人が行う専修学校の設置 (課程の設置を含む。) の認可については、上記のほか、準学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準に準じ審査する。</p> <p>7 学校の設置 (高等学校の課程及び学科の設置を含む。)、収容定員に係る学則の変更及び設置者の変更の認可の審査基準 I 私立高等学校関係 (全日制・定時制の課程を置く場合) 3、4 (1)、6 及び8の基準は、本審査基準として準用する。この場合において、「高等学校」とあるのは、「専修学校」と読み替えるものとする。</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第134条第2項		
許 認 可 等 の 概 要	各種学校の設置の認可及び設置者の変更		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立各種学校の設置及び設置者の変更の認可については、各種学校規程 (昭和31年文部省令第31号) その他関係法令に定めるもののほか、次の基準によって審査する。</p> <p>1 設置者 設置者は、学校法人又は準学校法人を原則とする。ただし、申請時において施設及び設備の整備に要する経費並びに学校の開設年度の経常経費に相当する資金 (借入金を除く。) を保有し、かつ、次年度以降の経常経費に借入金を充てるものでない者にあつては、この限りでないこと。</p> <p>2 名称 既設校の名称と紛らわしくないものであること。</p> <p>3 生徒定員 生徒定員は、地域の実情等を勘案して、学校運営上適切なものであること。</p> <p>4 施設及び設備 (1) 施設及び設備は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部についてこの限りでないこと。 (2) 校舎として使用する建物は、原則として各種学校の教育以外の目的に使用する施設を含まないものとする。こと。 (3) 校地、運動場及び校舎は、原則として同一の敷地内又は隣接地にあること。 (4) 施設及び設備については、学校間の共用は認めないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、その一部について共用を認めることができること。</p> <p>5 審査の特例 学校法人が行う各種学校の設置の認可については、上記のほか、準学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準に準じ審査する。</p> <p>6 学校の設置 (高等学校の課程及び学科の設置を含む。)、収容定員に係る学則の変更及び設置者の変更の認可の審査基準 I 私立高等学校関係 (全日制・定時制の課程を置く場合) 3、4 (1)、6 及び8の基準は、本審査基準として準用する。この場合において、「高等学校」とあるのは、「各種学校」と読み替えるものとする。</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 2
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第30条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の寄附行為の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>(学校、学校法人とも新設の場合)</p> <p>学校 (知事所轄の学校に限る。以下同じ。) の設置に伴う学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>1 施設及び設備</p> <p>(1) 施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかの場合において、教育上支障がないと認められるときは、校地及び校舎を借用することができるものとする。</p> <p>なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないが、所有者との間に書類による適正な賃借契約等が成立していること。</p> <p>①長期 (20年以上) にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある場合</p> <p>②長期 (20年以上) にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別の事情があり、かつ、高等学校等が目指す教育内容を実現するために校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合</p> <p>(2) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は、申請時において申請者名義の所有権又は借地権の登記がなされていなければならないこと。ただし、国又は地方公共団体からの借用による場合は、借地権の登記は要さないものとする。</p> <p>(3) 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。</p> <p>(4) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(5) 施設及び設備の整備に要する経費 (以下「設置経費」という。) の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。</p> <p>(6) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p> <p>(7) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次の事項により当該寄附の事実が確認しうる場合のみ当該寄附金を財源に算入するものとし、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p> <p>① 寄附者が株式会社等法人の場合は、寄附申込書、役員会の決議録その他の資料</p> <p>② 寄附者が個人の場合は、寄附申込書、寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料</p> <p>③ 寄附者が地方公共団体等の場合は、寄附申込書、議会の議決等</p> <p>2 経営に必要な財産</p> <p>(1) 学校の経常経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、学校の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において上記1の(6)及び(7)を準用すること。</p> <p>(3) 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	2 / 2
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第30条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の寄附行為の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>3 役員等</p> <p>(1) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校及び寄附行為に規定する役員職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。</p> <p>(2) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</p> <p>(3) 理事長は、他の学校法人の理事長を3以上兼ねていない者であること。</p> <p>(4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていること。</p> <p>(5) 学校法人の事務を処理するため、その設置する学校の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていないと認められること。</p> <p>(6) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員配偶者又は親族に偏っていないこと。</p> <p>(7) (1)から(6)までに定めるもののほか、規程の整備を含め、学校にふさわしい管理運営体制を整えていないと認められること。</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 2
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第45条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の寄附行為の変更の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>学校法人が学校 (知事所轄の学校に限る。以下同じ。) を設置する場合 (課程、学科又は部を設置する場合を含む。) に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>1 施設及び設備</p> <p>(1) 施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかの場合において、教育上支障がないと認められるときは、校地及び校舎を借用することができるものとする。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないが、所有者との間に書類による適正な賃借契約等が成立していること。</p> <p>①長期 (20年以上) にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある場合</p> <p>②長期 (20年以上) にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別の事情があり、かつ、高等学校等が目指す教育内容を実現するために校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合</p> <p>(2) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は、申請時において申請者名義の所有権又は借地権の登記がなされていなければならないこと。ただし、国又は地方公共団体からの借用による場合は、借地権の登記は要さないものとする。</p> <p>(3) 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。</p> <p>(4) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(5) 申請時において、施設及び設備の整備に要する経費 (以下「設置経費」という。) の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入等原則として学校法人の負債とならない収入 (以下「寄附金等」という。) を収納していること。なお、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。</p> <p>(6) 設置経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。</p> <p>(7) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p> <p>(8) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次の事項により当該寄附の事実が確認しうる場合のみ当該寄附金を財源に算入するものとし、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p> <p>① 寄附者が株式会社等法人の場合は、寄附申込書、役員会の決議録その他の資料</p> <p>② 寄附者が個人の場合は、寄附申込書、寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料</p> <p>③ 寄附者が地方公共団体等の場合は、寄附申込書、議会の議決等</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	2 / 2
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第45条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の寄附行為の変更の認可		
審査基準 (策定しない場合は、その理由)			
<p>2 経営に必要な財産</p> <p>(1) 学校の経常経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、学校の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において上記1の(7)及び(8)を準用すること。</p> <p>(3) 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。</p> <p>3 役員等</p> <p>役員等については、学校法人の寄附行為の認可の3を準用すること。</p> <p>4 既設校の運営状況等</p> <p>(1) 既設の学校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していないこと。</p> <p>(2) 既設の学校の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。</p> <p>(3) 既設の学校のうち完成年度を越えていないものがある場合、当該未完成の学校の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。</p> <p>(4) 学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。</p> <p>① 法令の規程、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。 特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況</p> <p>② 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無</p> <p>③ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還 (利息、延滞金の支払いを含む。) 又は公租・公課 (日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。) の納付の状況</p> <p>(5) 学校法人の従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ適正な償還計画が確立されていること。</p> <p>具体的には、申請の期限の属する年度の前年度の3月31日から申請のあった日までのうち、学校法人が定める日における負債率 (総資産額に対する前受金を除く総負債額 (設置経費等に充てる借入金が含まれていない場合には、当該借入金を含む。) の割合をいう。) が3分の1以下であり、かつ、従来設置している学校のための負債に係る償還計画において、申請前々年度から完成年度までの各年度の償還額 (各年度における借入金等返済支出のうち短期借入金 (長期借入金の短期借入金化を除く。) を除いた金額と借入金等利息支出の合計をいう。) が原則として当該年度の事業活動収入の20パーセントを上回らないものであり、適正と認められるものでなければならぬこと。</p>			
標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)			
60日			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第50条第2項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の解散の認可又は認定		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>学校法人の解散の認可又は認定については、次により審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校法の施行について (昭和25年3月14日付け文管庶第66号文部次官通達) 二、三、四 2 準学校法人の認可基準の解釈及び運用について (昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通知) 3 準学校法人に対する指導について (昭和35年5月27日付け文部省管理局振興課長通知) 			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第52条第2項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の合併の認可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>学校法人の合併の認可については、次により審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校法の施行について (昭和25年3月14日付け文管庶第66号文部次官通達) 二、三、四 2 準学校法人の認可基準の解釈及び運用について (昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通知) 3 準学校法人に対する指導について (昭和35年5月27日付け文部省管理局振興課長通知) 			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>60日</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第64条第5項		
許 認 可 等 の 概 要	準学校法人の寄附行為の認可、寄附行為の変更の認可、解散の認可又は認定、合併の認可		
審査基準 (策定しない場合は、その理由)			
<p>I. 準学校法人の寄附行為の認可をする場合</p> <p>専修学校又は各種学校 (以下「専修学校等」という。) のみを設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「準学校法人の認可基準の解釈及び運用について」 (昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通達) は、当該審査基準として適用する。 2 1のほか、学校法人の寄附行為の認可に係る審査基準を準用する。 <p>II. 準学校法人の寄附行為の変更の認可をする場合</p> <p>準学校法人が専修学校等を設置する場合 (課程の設置を含む。) に係る寄附行為の変更の認可については、学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準を準用する。</p> <p>III. 準学校法人の解散の認可又は認定をする場合は、次により審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校法の施行について (昭和25年3月14日付け文管庶第66号文部次官通達) 二、三、四 2 準学校法人の認可基準の解釈及び運用について (昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通知) 3 準学校法人に対する指導について (昭和35年5月27日付け文部省管理局振興課長通知) <p>IV. 準学校法人の合併の認可の場合は、次により審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私立学校法の施行について (昭和25年3月14日付け文管庶第66号文部次官通達) 二、三、四 2 準学校法人の認可基準の解釈及び運用について (昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通知) 3 準学校法人に対する指導について (昭和35年5月27日付け文部省管理局振興課長通知) 			
標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)			
<p>I 準学校法人の寄附行為の認可 私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p> <p>II 専修学校等の設置に係る準学校法人の寄附行為の変更認可 60日</p> <p>III 準学校法人の解散の認可又は認定 私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p> <p>IV 準学校法人の合併の認可 60日</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室（所）名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法（昭和24年法律第270号）		
根 拠 条 項	第64条第6項		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人及び準学校法人の組織変更の認可		
<p>審査基準（策定しない場合は、その理由）</p> <p>学校法人及び準学校法人の組織変更の認可については、次により審査する。</p> <p>(学校法人が準学校法人となる場合) 準学校法人の寄附行為の認可に係る審査基準を準用する。</p> <p>(準学校法人が学校法人となる場合) 学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準を準用する。</p>			
<p>標準処理期間（策定しない場合は、その理由）</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式1：申請に対する処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校振興助成法 (昭和50年法律第61号)		
根 拠 条 項	第14条第3項		
許 認 可 等 の 概 要	監査報告書の添付に係る許可		
<p>審査基準 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>学校法人の公認会計士等の監査報告書の添付の省略許可については、次により審査する。</p> <p>1 私立学校振興助成法等の施行について (昭和51年4月8日付け文管振第153号文部事務次官通達 第三)</p> <p>2 私立学校振興助成法第14条第3項ただし書の補助金の額の範囲 (昭和52年3月4日高知県告示 第118号)</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合は、その理由)</p> <p>私立学校審議会の答申に要する日数に30日を加えた日数</p>			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第133条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	専修学校の閉鎖命令		
処分基準 (策定しない場合はその理由) 当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に閉鎖命令をするかは学校教育法上規定されているが、過去に事例がないため。			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第136条第2項		
許 認 可 等 の 概 要	無認可教育施設への教育停止命令		
処分基準 (策定しない場合はその理由) 当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に停止命令をするかは学校教育法上規定されているが、過去に事例がないため。			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	学校教育法 (昭和22年法律第26号)		
根 拠 条 項	第13条		
許 認 可 等 の 概 要	私立学校の閉鎖命令		
<p>処分基準 (策定しない場合はその理由)</p> <p>当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に閉鎖命令をするかは私立学校法上規定されているが、過去に事例がないため。</p>			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第61条		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の収益事業の停止命令		
<p>処分基準 (策定しない場合はその理由)</p> <p>当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に停止命令をするかは私立学校法上具体的に規定されているが、どの程度の期間の停止命令とするかは過去に事例がないため。</p>			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第62条		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の解散命令		
<p>処分基準 (策定しない場合はその理由)</p> <p>当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に解散命令をするかは私立学校法上規定されているが、過去に事例がないため。</p>			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第64条第1項		
許 認 可 等 の 概 要	私立各種学校の閉鎖命令		
処分基準 (策定しない場合はその理由) 当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に閉鎖命令をするかは私立学校法上規定されているが、過去に事例がないため。			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第64条第5項		
許 認 可 等 の 概 要	準学校法人の収益事業の停止命令		
<p>処分基準 (策定しない場合はその理由)</p> <p>当分の間定めない。</p> <p>(理 由)</p> <p>どのような場合に停止命令をするかは私立学校法上具体的に規定されているが、どの程度の期間の停止命令とするかは過去に事例がないため。</p>			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校法 (昭和24年法律第270号)		
根 拠 条 項	第64条第5項		
許 認 可 等 の 概 要	準学校法人の解散命令		
<p>処分基準 (策定しない場合はその理由)</p> <p>当分の間定めない。 (理 由) どのような場合に解散命令をするかは私立学校法上規定されているが、過去に事例がないため。</p>			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校振興助成法 (昭和 50 年法律第 61 号)		
根 拠 条 項	第 12 条第 2 号		
許 認 可 等 の 概 要	学校法人の収容定員超過是正命令		
処分基準 (策定しない場合はその理由) 当分の間定めない。 (理 由) 本是正命令については、過去に事例がないため。			

[様式2：不利益処分]

課 室 (所) 名	私学・大学支援課	No.	1 / 1
法 令 名	私立学校振興助成法 (昭和 50 年法律第 61 号)		
根 拠 条 項	第 16 条		
許 認 可 等 の 概 要	準学校法人の収容定員超過是正命令		
処分基準 (策定しない場合はその理由) 当分の間定めない。 (理 由) 本是正命令については、過去に事例がないため。			